

令和 8 年度「いざというときに備える災害福祉支援助成事業」 実施要綱

宮城県社会福祉法人経営者協議会

1. 趣旨

宮城県経営協では、「BCPの策定が義務化されたこと」「DWA Tが全国 47 都道府県に設置されたこと」「災害救助法の救助の種類に福祉サービスの提供が追加されたこと」を受け、災害時における福祉支援の充実に取り組んでいます。

このことから、有事における体制確保や備蓄品の確保、実効性のある訓練等各種取組に重点を置き、本助成事業を実施します。

2. 助成先

- (1) 宮城県社会福祉法人経営者協議会の会員法人
- (2) 小規模法人ネットワーク化協働事業に取り組んでいる団体

3. 助成対象となる事業の実施期間

- ・令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 助成対象事業

- (1) 災害時における連携強化
 - ・近隣の法人・施設との連携による災害支援活動の意識醸成・課題共有
 - ・種別を超えた連携による災害時支援活動の意識醸成・課題共有
 - ・保健、医療との連携、市町村自治体や市町村社協との連携による取組
- (2) 災害時における体制強化
 - ・BCPに基づく訓練、地域との連携・協働を踏まえた取組
 - ・発災時の人的、物的体制等受援の強化に向けた取組
 - ・BCPの見直し（改善）に関する取組

5. 助成要件及び成果報告

- (1) 助成要件
 - ・具体的な成果目標と行動計画を設定したうえで、予算を作成し事業を実施すること。
 - ・災害対策に係る備蓄品等の購入にも使えるが、物品等の購入のみは助成の対象なりません。（訓練、研修等とセットで計画をしてください。）
- (2) 成果報告
 - ・事業報告と助成金の執行状況とあわせて、成果目標に対する達成状況を報告する。（令和 9 年度における定期総会時に報告会を実施する予定）

6. 助成上限額（年額）

- （１）宮城県社会福祉法人経営者協議会の会員法人
 - ・ 20 万円（※備蓄品等物品購入は 10 万円まで）
- （２）小規模法人ネットワーク化協働事業に取り組んでいる団体
 - ・ 15 万円（※備蓄品等物品購入は 5 万円まで）

7. 助成か所数（法人数）

- （１）宮城県社会福祉法人経営者協議会の会員法人
 - ・ 2 法人
- （２）小規模法人ネットワーク化協働事業に取り組んでいる団体
 - ・ 1 団体

8. 助成申請期日

- ・ 令和 8 年 9 月 30 日（水）締め切り

9. 助成決定・助成金交付時期

- （１）助成の決定は、申請のあった法人・団体へ連絡をします。
- （２）助成金の交付は実績に基づき交付しますので、その間は法人・団体で立て替え願います。

10. 問い合わせ先

宮城県社会福祉法人経営者協議会 事務局（担当：半沢・木村）

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 3-3-1

みやぎハートフルセンター内

電話：022-290-1210 E-Mail：m-keieikyo@miyagi-sfk.net